

2 環境基準の水域類型の指定

(1) 河川等

ア 一般項目

(7) 小矢部川水域 (昭和 51 年 3 月 26 日富山県告示第 237 号、平成 22 年 4 月 1 日一部改正)

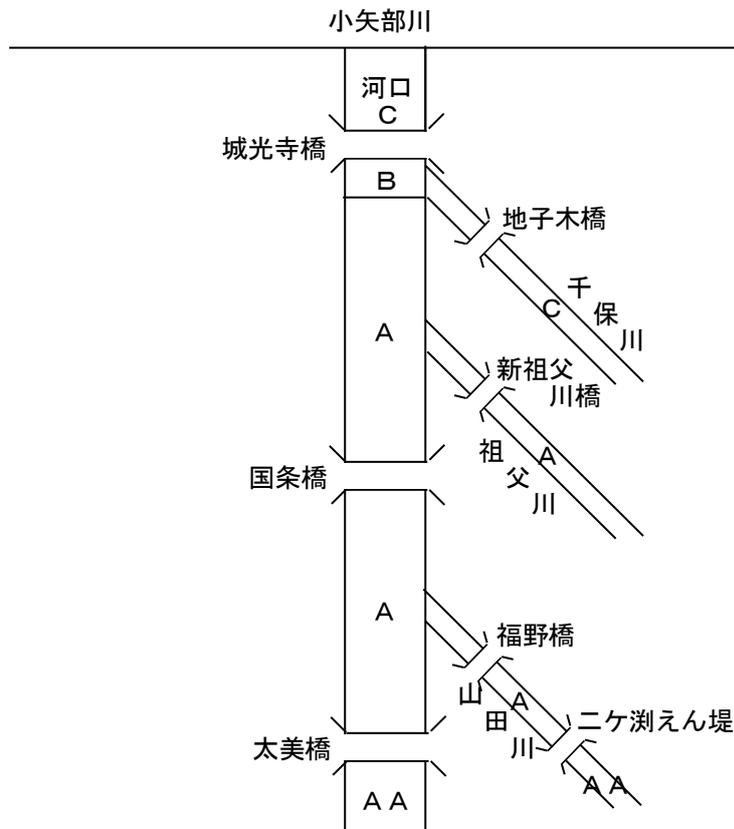
水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
小矢部川上流 (太美橋より上流)	AA	イ
山田川上流 (二ヶ渚 (上原地内) えん堤より上流)	AA	イ
山田川下流 (二ヶ渚 (上原地内) えん堤より下流)	A	イ
小矢部川中流 (太美橋から千保川合流点まで)	A	イ
小矢部川下流 (甲) (千保川合流点から城光寺橋まで)	B	イ
小矢部川下流 (乙) (城光寺橋より下流)	C	イ
祖父川 (全域)	A	イ
千保川 (全域)	C	イ

注1 該当類型の欄中「AA」、「A」、「B」、「C」及び「D」は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号別表 2 の 1 の (1) のアの表の類型を示す。

2 達成期間の欄中の「イ」は、「直ちに達成」を示す。

○環境基準の水域類型の略図 (小矢部川水域)

(地点名は環境基準点)

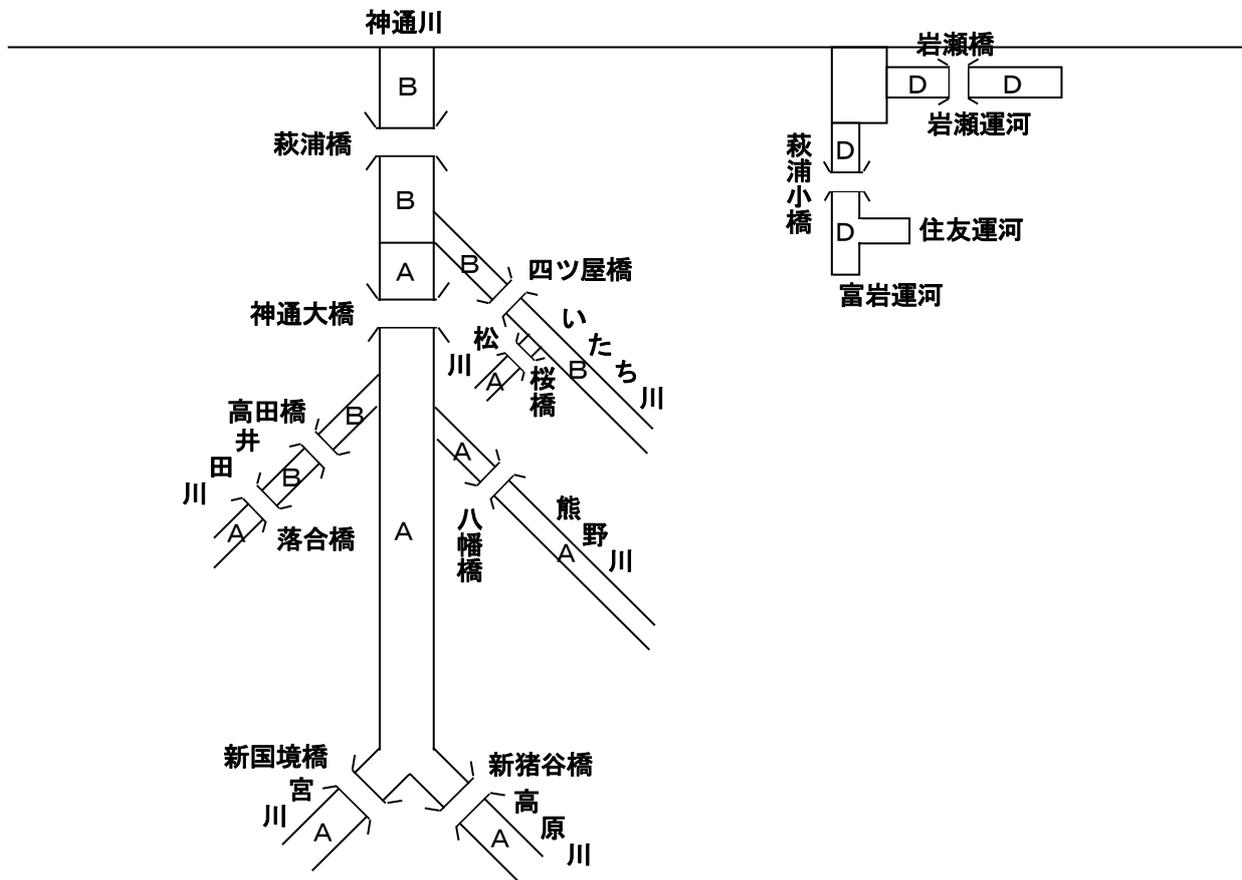


(4) 神通川水域 (昭和 47 年 4 月 1 日富山県告示第 324 号、平成 22 年 4 月 1 日一部改正)

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
神通川上流 (いたち川合流点より上流。宮川及び高原川を含む。)	A	イ
神通川下流 (いたち川合流点より下流)	B	イ
いたち川 (全域)	B	イ
松川 (全域)	A	イ
井田川上流 (落合橋より上流)	A	イ
井田川下流 (落合橋より下流)	B	イ
熊野川 (全域)	A	イ
富岩運河、岩瀬運河及び住友運河	D	イ

注 小矢部川水域の注と同じ。

○環境基準の水域類型の略図 (神通川水域)
(地点名は環境基準点)

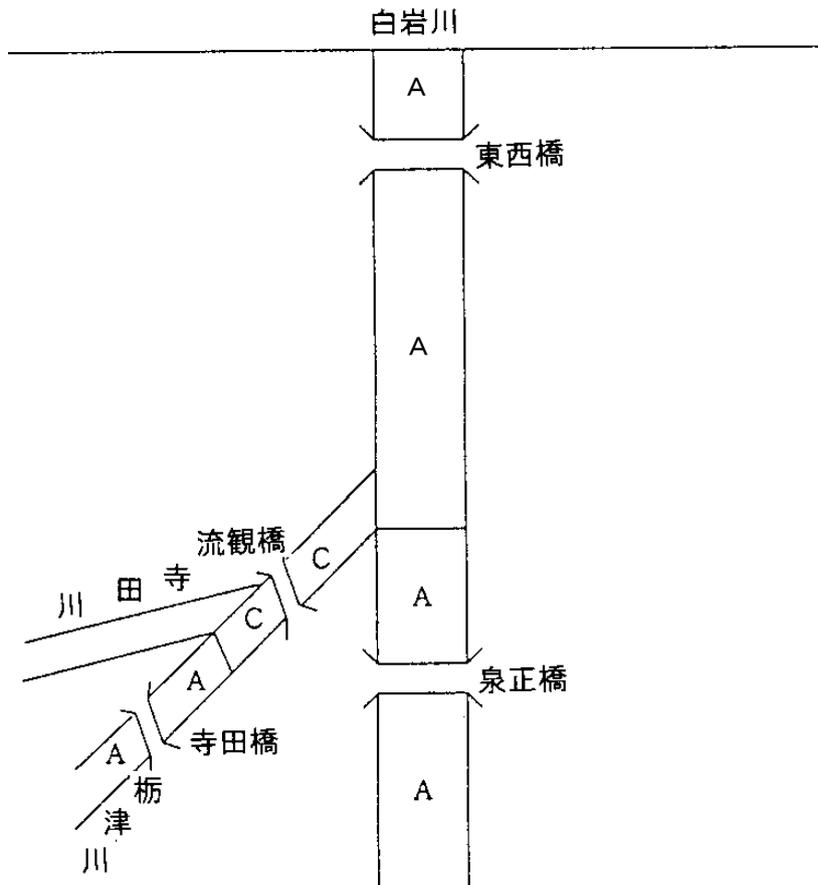


(㊦) 白岩川水域（昭和 47 年 6 月 30 日富山県告示第 607 号、平成元年 3 月 23 日、平成 22 年 4 月 1 日一部改正）

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
白岩川上流（栃津川合流点より上流）	A	イ
白岩川下流（栃津川合流点より下流）	A	イ
栃津川上流（寺田川合流点より上流）	A	イ
栃津川下流（寺田川合流点より下流）	C	イ

注 小矢部川水域の注と同じ。

○環境基準の水域類型の略図（白岩川水域）
（地点名は環境基準点）



(I) 庄川水域等（昭和 48 年 9 月 28 日富山県告示第 936 号、昭和 58 年 7 月 7 日、平成 22 年 4 月 1 日一部改正）

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
庄川上流（雄神橋より上流）	AA	イ
庄川下流（雄神橋より下流）	A	イ
和田川（全域）	A	イ
下条川（全域）	A	イ
新堀川（全域）	B	イ
内川（全域）	C	イ
富山新港海域（甲）（別記 1 の水域）	海域C	イ
富山新港海域（乙）（別記 2 の水域）	海域B	イ

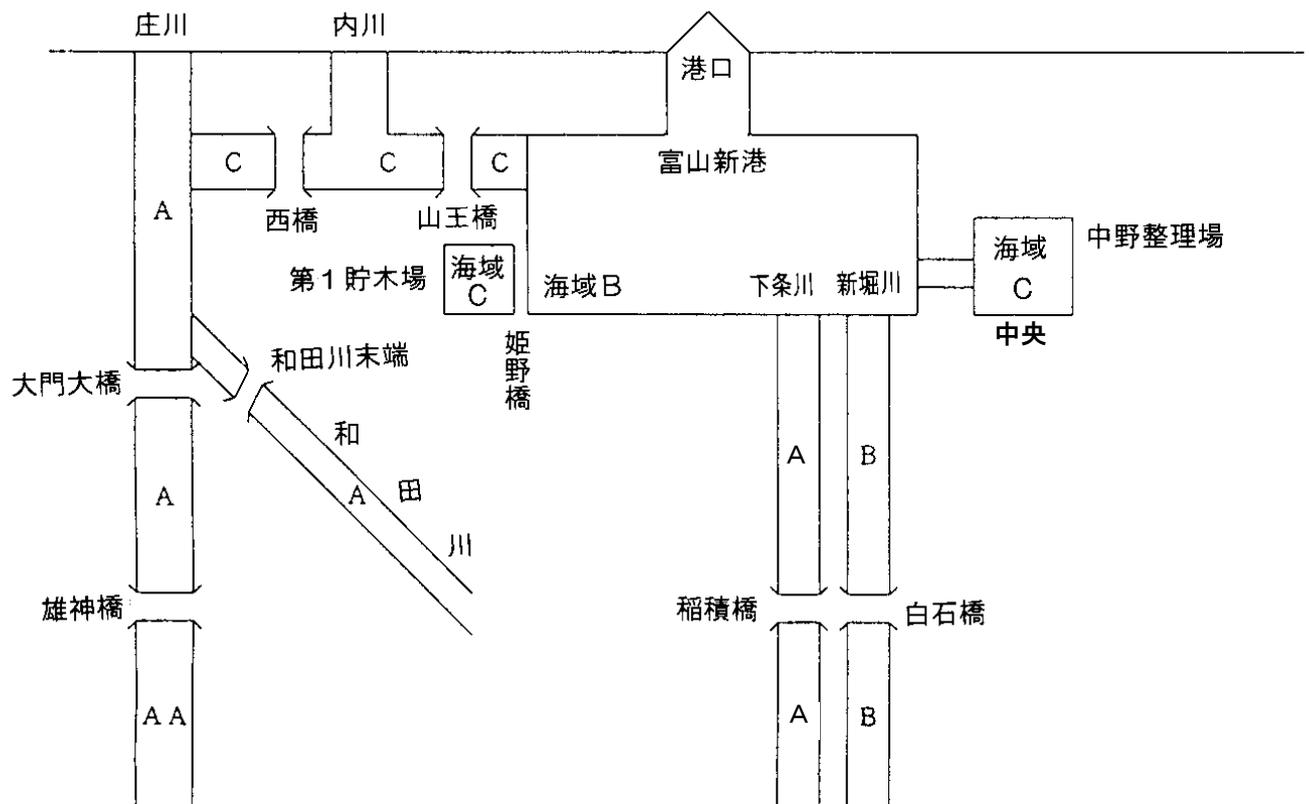
注 1 該当類型の欄中の「海域B」及び「海域C」は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号別表 2 の 2 のアの表の類型を示す。

2 その他は、小矢部川水域の注と同じ。

(別記)

- 1 富山新港の東防波堤先端と西防波堤先端を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域（以下「新港海域」という。）のうち第 1 貯木場及び中野整理場に係る海域（富山新港海域（甲））。
- 2 新港海域であって、富山新港海域（甲）に係る部分を除いたもの（富山新港海域（乙））。

○環境基準の水域類型の略図（庄川水域等）
（地点名は環境基準点）

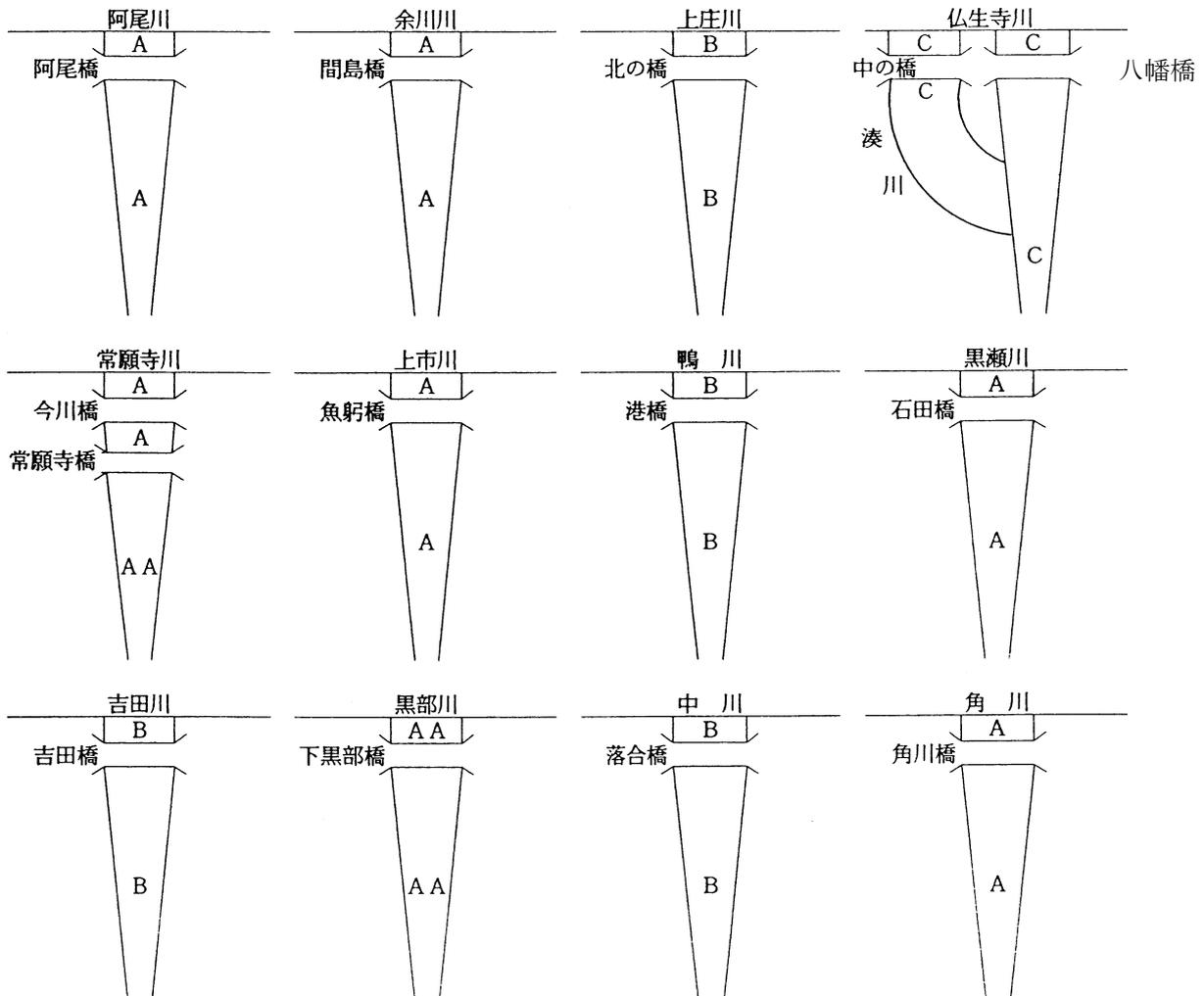


(オ) 常願寺川水域等 (昭和 49 年 12 月 18 日富山県告示第 1151 号、平成 3 年 3 月 29 日、平成 22 年 4 月 1 日、平成 23 年 4 月 1 日一部改正)

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
常願寺川上流 (常願寺橋より上流)	AA	イ
常願寺川下流 (常願寺橋より下流)	A	イ
上市川 (全域)	A	イ
中川 (全域)	B	イ
角川 (全域)	A	イ
鴨川 (全域)	B	イ
阿尾川 (全域)	A	イ
余川川 (全域)	A	イ
上庄川 (全域)	B	イ
仏生寺川 (湊川を含む全域)	C	イ
黒瀬川 (全域)	A	イ
吉田川 (全域)	B	イ
黒部川 (黒部ダム貯水池 (黒部湖) を除く。)	AA	イ

注 小矢部川水域の注と同じ。

○環境基準の水域類型の略図 (常願寺川水域等)
(地点名は環境基準点)

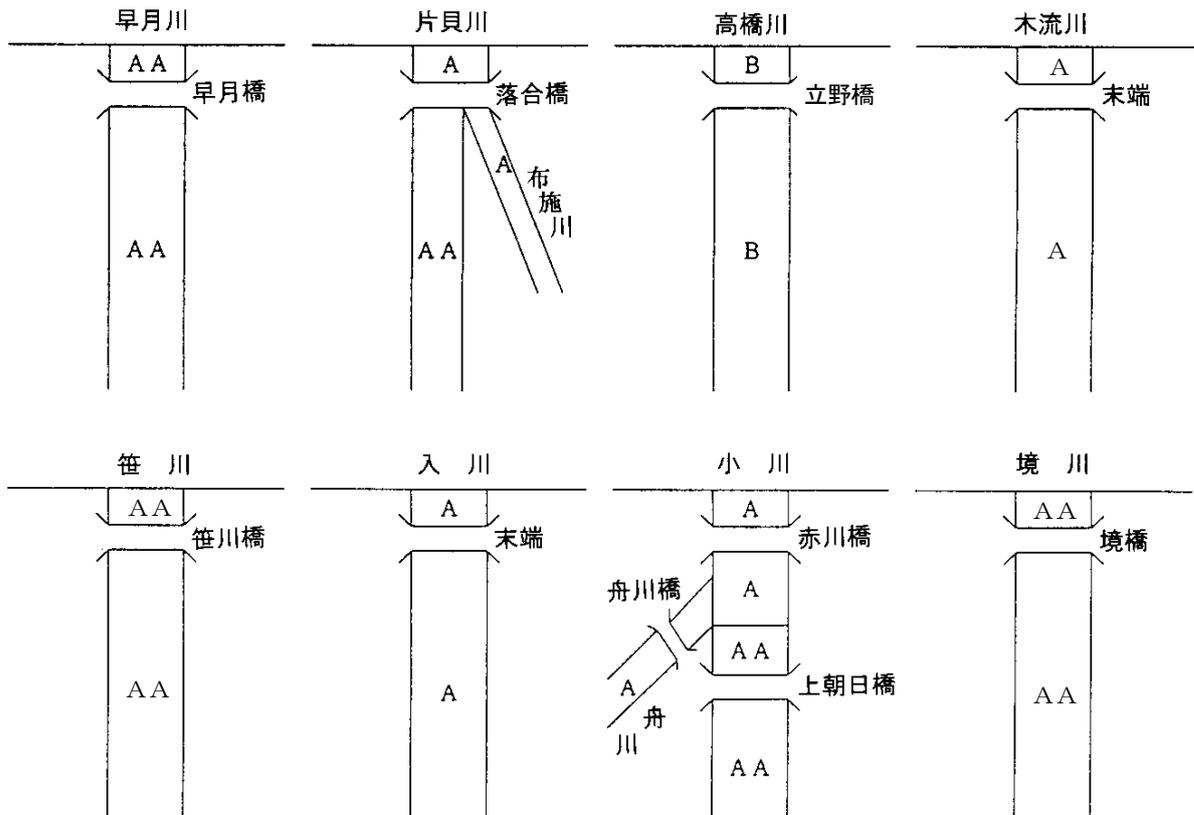


(カ) 早月川水域等 (昭和51年3月26日富山県告示第237号、平成23年4月1日一部改正)

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
早月川 (全域)	AA	イ
片貝川上流 (落合橋より上流)	AA	イ
片貝川下流 (落合橋より下流)	A	イ
布施川 (全域)	A	イ
高橋川 (全域)	B	イ
入川 (全域)	A	イ
小川上流 (舟川合流点より上流)	AA	イ
小川下流 (舟川合流点より下流)	A	イ
舟川 (全域)	A	イ
木流川 (全域)	A	イ
笹川 (全域)	AA	イ
境川 (全域)	AA	イ

注 小矢部川水域の注と同じ。

○環境基準の水域類型の略図 (早月川水域等)
(地点名は環境基準点)



イ 水生生物保全環境基準項目（平成25年4月1日富山県告示第184号、平成26年4月1日富山県告示第190号、平成31年4月1日一部改正）

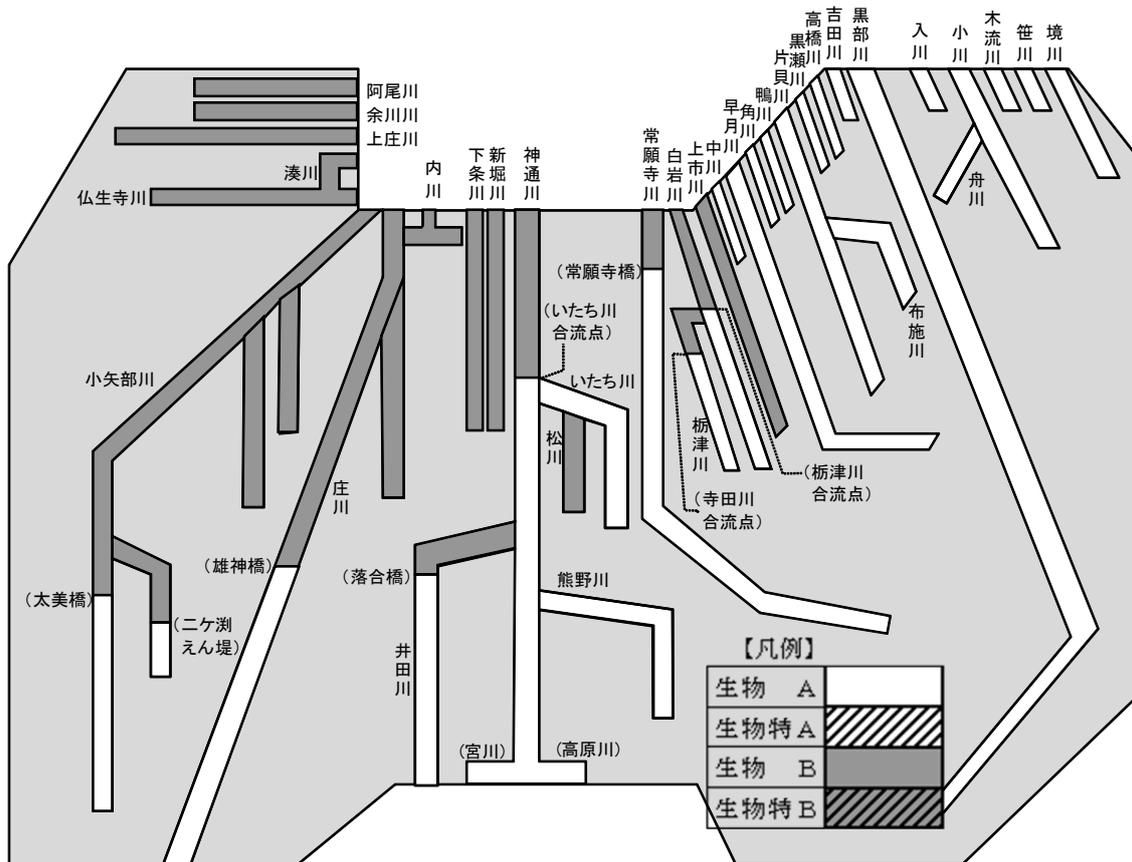
水 域	該当類型	達成期間
阿尾川（全域）	生物B	イ
余川川（全域）	生物B	イ
上庄川（全域）	生物B	イ
仏生寺川（湊川を含む全域）	生物B	イ
小矢部川上流（太美橋より上流）	生物A	イ
小矢部川中・下流（太美橋より下流）	生物B	イ
千保川（全域）	生物B	イ
祖父川（全域）	生物B	イ
山田川上流（二ヶ渚（上原地内）えん堤より上流）	生物A	イ
山田川下流（二ヶ渚（上原地内）えん堤より下流）	生物B	イ
庄川上流（雄神橋より上流）	生物A	イ
庄川下流（雄神橋より下流）	生物B	イ
和田川（全域）	生物B	イ
内川（全域）	生物B	イ
下条川（全域）	生物B	イ
新堀川（全域）	生物B	イ
神通川上流（いたち川合流点より上流。宮川及び高原川を含む。）	生物A	イ
神通川下流（いたち川合流点より下流）	生物B	イ
いたち川（全域）	生物A	イ
松川（全域）	生物B	イ
井田川上流（落合橋より上流）	生物A	イ
井田川下流（落合橋より下流）	生物B	イ
熊野川（全域）	生物A	イ
常願寺川上流（常願寺橋より上流）	生物A	イ
常願寺川下流（常願寺橋より下流）	生物B	イ
白岩川上流（栃津川合流点より上流）	生物A	イ
白岩川下流（栃津川合流点より下流）	生物B	イ
栃津川上流（寺田川合流点より上流）	生物A	イ
栃津川下流（寺田川合流点より下流）	生物B	イ
上市川（全域）	生物B	イ
中川（全域）	生物A	イ
早月川（全域）	生物A	イ
角川（全域）	生物A	イ
鴨川（全域）	生物A	イ
片貝川（全域）	生物A	イ
布施川（全域）	生物A	イ
黒瀬川（全域）	生物A	イ
高橋川（全域）	生物A	イ
吉田川（全域）	生物A	イ
黒部川（全域）	生物A	イ
入川（全域）	生物A	イ
小川（全域）	生物A	イ
舟川（全域）	生物A	イ

水 域	該当類型	達成期間
木流川（全域）	生物A	イ
笹川（全域）	生物A	イ
境川（全域）	生物A	イ

注1 該当類型の欄中「生物A」及び「生物B」は、昭和46年環境庁告示第59号別表2の1の(1)のイの表の類型を示す。

2 達成期間の欄中の「イ」は、「直ちに達成」を示す。

○環境基準の水域類型の略図



(2) 湖沼

① 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域（平成元年3月23日富山県告示第278号）

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間	備 考
有峰ダム貯水池 （有峰湖）	A	イ	
	Ⅱ	イ	ただし、全窒素については、当分の間適用しない。

注1 該当類型の欄中「A」及び「Ⅱ」は環境庁告示別表2の1の（2）の湖沼のア及びイの表の類型を示す。

2 達成期間の欄中「イ」は「直ちに達成」を示す。

② 黒部ダム貯水池（黒部湖）水域（平成3年3月29日富山県告示第245号）

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間	備 考
黒部ダム貯水池 （黒部湖）	A	イ	
	Ⅱ	イ	ただし、全窒素については、当分の間適用しない。

注 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域の注と同じ。

③ 境川ダム貯水池（桂湖）水域（平成13年3月30日富山県告示第148号）

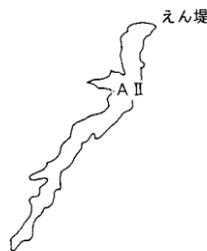
水 域	該 当 類 型	達 成 期 間	備 考
境川ダム貯水池 （桂湖）	A	イ	
	Ⅱ	イ	ただし、全窒素については、当分の間適用しない。

注 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域の注と同じ。

○環境基準の水域類型の略図



有峰ダム貯水池水域



黒部ダム貯水池水域



境川ダム貯水池水域

(3) 海域

① 富山湾海域 (昭和 51 年 3 月 26 日富山県告示第 237 号)

水 域		該当類型	達成期間
小矢部川河口海域(甲)	小矢部川河口の中央を中心とする半径 1,200mの円弧及び陸岸により囲まれた海域	海域B	ロ
小矢部川河口海域(乙)	小矢部川河口の中央を中心とする半径 2,200mの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、小矢部川河口海域(甲)に係る部分を除いたもの	海域A	ロ
神通川河口海域(甲)	神通川河口の中央を中心とする半径 1,800mの円弧、神通川河口左岸から西へ向かう線と同円弧との交点を結んだ線、富山港の西防波堤先端と東防波堤先端を結んだ線及び同地点から東に向かう線と同円弧との交点を結んだ線により囲まれた海域	海域B	ロ
神通川河口海域(乙)	神通川河口の中央を中心とする半径 2,400mの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、神通川河口海域(甲)に係る部分を除いたもの	海域A	ロ
その他の富山湾海域	石川県と富山県の境界である陸岸の地点から富山県と新潟県の境界である陸岸の地点に至る陸岸の地先海域であって、小矢部川河口海域(甲)、小矢部川河口海域(乙)、神通川河口海域(甲)、神通川河口海域(乙)並びに昭和 48 年富山県告示第 936 号において既に指定されている富山新港海域(甲)及び富山新港海域(乙)に係る部分を除いたもの	海域A	イ

注1 該当類型の欄中「海域A」及び「海域B」は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号別表 2 の 2 のアの表の類型を示す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- (1) 「イ」は、直ちに達成
- (2) 「ロ」は、5 年以内で可及的速やかに達成

○環境基準の水域類型の略図 (富山湾海域)

